資料４

法務支援業務委託の実施状況等について

１　目的

地域包括支援センターが高齢者の相談支援に当たり直面する課題は、年々多様化かつ複雑化し、法的な知識を求められる案件もよせられている。

そこで、日々様々な相談に向き合う地域包括支援センターの職員が、気軽に弁護士に相談できる環境を整えることで、ケースワーク力の向上や相談機能の強化を図り、ひいては高齢者福祉の向上を目的として、平成28年８月から法務支援を開始した。

２　実施概要

　　実施場所　：　地域包括支援センター

実施回数　：　月２回程度

　　相談時間　：　１回２時間以内（10時～12時）

　　相談方法　：　年間予定表に基づいて、弁護士が包括に出張して相談に応じる。他包括からの相談希望があれば可能な限り対応する。

３　委託形態について

東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会）と区との間で締結した大田区地域包括支援センター法務支援業務に関する協定に基づき、東京三弁護士会より派遣された弁護士に対し、法務支援業務を委託。

４　法務支援実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  | 実相談件数 |
| 平成28年度  （8月から実施） | 26件 |
| 平成29年度 | 43件 |
| 平成30年度 | 38件 |
| 令和元年度 | 41件 |
| 令和２年度 | 40件 |
| 令和３年度 | 36件 |
| 合計 | 224件 |

５　相談案件分類

６　成果

　センター職員からは「他センターの相談事例に対する弁護士の所見を共有することで、大変勉強になっている」「普段弁護士に相談する機会がないため、法務支援を通じて客観的な意見を助言してもらえることで支援に対して根拠をもって対応できる」等の声もあり、現場で働く職員の資質向上にも一定の効果があると言える。

相談内容が複雑かつ多様化する中で、現場で働く職員が判断に困った際に、相談できる場として法務支援は大きな役割を持っている。

今後も、センター職員が根拠をもって支援を行っていけるように、継続して法務支援事業を実施していきたい。